

報 告 第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

訴訟上の和解について

未払学校給食費請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年4月25日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 未払学校給食費請求事件（新居浜簡易裁判所平成25年（ハ）
第48号）
- 2 当 事 者
 - （1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
 - （2）被 告 （省 略）
- 3 和 解 条 項
 - （1）被告は、原告に対し、本件学校給食費債務として次の金員の合計4万6,179
円の支払義務があることを認める。
 - ア 給食費残代金 4万3,553円（平成24年4月分から平成25年2月
分まで）
 - イ 遅延損害金 226円
 - ウ 督促申立手続費用 2,400円
 - （2）被告は、原告に対し、前号の金員を次のとおり分割して、原告代理人事務所（愛

媛県新居浜市一宮町一丁目6番30号プラムビル3階高橋総合法律事務所)に持参して支払う。

ア 平成25年5月から同年8月まで毎月末日限り1万円ずつ

イ 平成25年9月30日限り 6,179円

(3) 被告が、前号の分割金の支払を怠り、その額が2万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1号の金員から既払額を控除した残金及び同号アの給食費残代金の残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) 原告は、その余の請求を放棄する。

(5) 原告と被告は、本件に関し、本条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用(ただし、第1号ウの督促申立手続費用を除く。)は各自の負担とする。